

社会保険労務士 越智オフィス事務所便り

成長分野に対して支給される奨励金

◆「健康分野」「環境分野」への奨励金

厚生労働省は、「成長分野等人材育成支援事業」の一環として、新たな奨励金を創設しました。

これは、雇用創出効果が高い「健康分野」「環境分野」において人材育成に取り組む事業主に対して、一定の額を支給するものです。詳しい内容を見ていきましょう。

◆支給対象事業主の要件

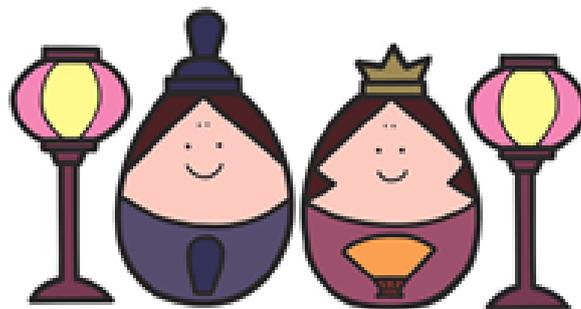
現在、政府は「新成長戦略」の中において、「健康分野」「環境分野」を重点強化の対象と位置付けています。これらの分野の成長を支え、生産性を高めるためには、人材の確保と育成が欠かせないとして、「健康分野」「環境分野」の事業主が負担した訓練費用を支給しようというものです。

支給の対象となる事業主の要件は、「健康、環境分野および関連するものづくり分野の事業を行っていること」と「雇用期間の定めなく雇用した労働者、または他分野から配置転換した労働者を対象に、1年間の職業訓練計画を作成し、Off-JT（通常の業務を離れて行う職業訓練）を実施すること」です。

◆職業訓練コースに求められる内容

支給の対象となる職業訓練コースは、（1）1コースの訓練時間が10時間以上であること、（2）Off-JTであること、（3）所定労働時間内に実施される訓練が総訓練時間数の3分の2以上であることなどの要件を満たす必要があります。

支給額は、対象者1人当たり20万円が上限とされ、中小企業が大学院を利用した場合については50万円が上限とされます。



◆注意事項

なお、この奨励金は、「キャリア形成促進助成金」など同一の事由で同時に支給を受けることはできないことに注意が必要です。

その他、さらに詳しい要件、支給申請手続等については、厚生労働省のホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/dl/f-top-c.pdf>）で確認することができます。

外国人の新卒採用増加と 海外赴任を望まない日本の若者

◆増える新卒採用の外国人

大手企業を中心に、新卒の外国人採用に力を入れる動きが目立ってきています。

IHIでは、すでにスタートしている韓国での新卒者の採用活動に加えて、イギリスでも、2011年の入社を対象とした会社説明会を始め、NTTコミュニケーションズでは、2012年の春から、約20名（従来の2倍強）の新卒外国人を採用するとしています。

ソニーでは、中国やインドなどの学生を中心に、日本の新卒採用に占める外国人の割合を、2013年度をめどに全体の30%（従来の約2倍）にまで高めるとしています。また、「ユニクロ」

を運営するファーストリテイリングでは、2012年に、なんと、新卒者の約8割にも相当する1,050人の外国人を採用する方針を打ち出しています。

◆海外事業の強化を見据えて

外国人採用増加の背景には、企業が、将来の海外事業の強化を見据え、国籍の区別に関係なく人材を採用し、その際の派遣要員として育成すること、企業のグローバル競争力を高めることなどがあります。

これらの採用企業の動きに対応して、リクルートマネジメントソリューションズでは、国内の8,000社が新卒採用の際に取り入れている「SPI2」（能力と性格の適正検査）について、英語版と中国版を開発したとのこと。

◆海外赴任を望まない日本人

最近は、「時差のある海外で忙しく働きたくない」「治安や住環境が心配」「日本で平凡に暮らしたい」などの理由から、海外赴任や転勤を望まない「内向き思考」の若者が増えていると言われています。

産業能率大学の調査では、「海外で働きたくない」と回答した人は新卒者のうち49%で、9年前の調査と比較すると約20ポイントも減ったそうです。

そんな中、文部科学省、経済産業省では、高度な教育・研究に力を入れる大学（リサーチ・ユニバーシティ。東京大学、早稲田大学など12大学）と大手企業（商社、メーカー、運輸など16社）が連携を行い、国際競争を勝ち抜ける人材を育成・登用する新たな枠組み整備に乗り出すと発表しました。

厳しい国際競争の中、専門知識を備えた想像力豊かな「世界で勝てる人材」を、日本国内で育成するのが狙いのようです。

3月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>

[公共職業安定所]

- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>

[労働基準監督署]

15日

- 個人の青色申告の承認申請書の提出<新規適用のもの> [税務署]

- 個人の道府県民税および市町村民税の申告 [市区町村]

- 個人事業税の申告 [税務署]

- 贈与税の申告期限<昨年度分> [税務署]

- 所得税の確定申告書の提出 [税務署]

- 確定申告税額の延期の届出書の提出 [税務署]

31日

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]

- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]

- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

～当事務所よりひと言～

冬の寒さも日増しに緩んできているようです。

季節の変わり目になるとつくづく、日本という国に生まれて良かったな、と実感します。

日本のようにはっきりと四季が分かれている国は、世界でもそう多くないと思いますし、気候も小さい国でありながら、沖縄から北海道まで北上していくと、生い茂る草花や気温の変化をはっきりと感じ取ることができ、旅をするのにはもってこいの国だと思います。

これからだんだん暖かくなっていくにつれて、外出する機会も多くなり、併せて家族サービスにも精を出す季節になりそうです。